

①計画の策定・見直し等支援

●地球温暖化対策実行計画策定・見直し等支援

地球温暖化対策推進法が改正されました！

「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。
カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」
(第203回臨時国会 菅元内閣総理大臣所信表明演説より)

改正のポイント

①2050年カーボンニュートラル宣言の実現を基本理念として法に位置づけ

②地方創生につながる再エネ導入を促進

③企業の温室効果ガス排出量情報のオープンデータ化

このうち地方公共団体に関するものは「②地方創生につながる再エネ導入を促進」になります。例えば、地方公共団体が策定する「地球温暖化対策実行計画」には、施策の実施に関する目標を設定する必要があります。

◎指定都市・中核市・特例市は、実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、施策の実施に関する目標を定めることとする (第21条第3項)

◎上記以外の市町村も、施策及びその実施に関する目標を定めるよう努めることとする (第21条第4項)

地方公共団体実行計画

地方公共団体実行計画には、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の抑制等を推進するための計画を定める「事務事業編」と、対象の区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画を定める「区域施策編」があります。今回の法改正により、我が国でも、脱炭素社会の実現に向けて本格的に動き出したと同時に、地方公共団体においても、より具体的で実効性のある計画が必要とされています。これまでに実行計画を策定された自治体においても、最近の国内外における温暖化対策をめぐる動向を鑑み、削減目標の見直しや、再エネの利用促進等の新たな施策について検討されることをおすすめします。

計画策定・調査などをご支援します

【脱炭素化社会に向けた実行計画】

事務事業編：導入可能な省エネルギー対策の検討

区域施策編：地域内での産業間連携、官民連携事業の検討

【周辺自治体との連携】

CCUSや高効率ごみ発電（広域化）導入に向けた
周辺自治体間での勉強会の開催の支援

【再生可能エネルギー導入に関する調査】

温室効果ガス排出量の算定、

再生可能エネルギー導入ポテンシャルの検討

【CCUS等の導入に関する調査】

二酸化炭素の回収、有効活用、
貯蔵に係る技術導入の検討

●一般廃棄物処理施設の脱炭素化に関する支援

一般廃棄物処理施設においても、脱炭素化を促進していくことが求められています。当センターで長年行っている一般廃棄物処理施設の整備・運営支援のノウハウを基に、廃棄物処理施設の脱炭素化に関する支援を行います。

計画策定などをご支援します

【新たな施設を整備する際の脱炭素化の支援】

施設整備事業の検討時に

脱炭素化の取り組みを盛り込んだ計画の策定支援

【既存施設における脱炭素化の支援】

既存施設において、温室効果ガス排出量削減のための
施設の改良事業や運転管理方法等の検討・支援